

## 郡山市農業委員会幹事会設置要綱

平成22年4月30日制定

(設置)

第1条 郡山市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の主体的かつ効果的な活動の推進と農業委員の資質向上に係る調査研究を行うため、農業委員会に幹事会を置く。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 定期総会、臨時総会及び関係行政機関等に対する農業委員会の意見（農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善について等の意見をいう。）の提出の総務に関すること。
- (2) 農業委員の研修及び視察の企画立案並びに実施に関すること。
- (3) その他農業委員会会長が必要と認めたこと。

(組織)

第3条 幹事会は次の者で組織する。

- (1) 幹事長 1人
- (2) 幹事 4人

(選任及び任期)

第4条 幹事長及び幹事は、農業委員の互選により選任し、任期は農業委員の任期とする。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、必要に応じ幹事長が招集し、幹事長は会議の議長となる。

(報告)

第6条 幹事会の調査研究の経過及び結果については、幹事長が必要に応じ、運営委員会において報告するものとする。

(庶務)

第7条 農業委員会幹事会の庶務は、農業委員会事務局が処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、農業委員会幹事会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、郡山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（平成29年郡山市条例第23号）の施行の日から施行する。